

< 記載例 >

※ 受付シールを貼るスペースになりますので、この部分には何も記載しないでください。

検 索 用 情 報 の 申 出 書

申出の目的 検索性情報の申出（順位番号後記のとおり）

申出人（所有権の登記名義人）

（注1）

住所	○県○市○町二丁目12番地
氏名	法務 優子
氏名ふりがな	ほうむ ゆうこ
生年月日	昭和○○年○月○日
メールアドレス	abcdefg123@example.com

連絡先の電話番号 〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇（注2）

添付情報

身分証明書の写し（注3）（注4）

令和○年○月○日申出 ○○ 法務局（又は地方法務局）○○支局（又は出張所）

不動産の表示（注5）

不動産番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3（注6）

所 在 ○県○市○町一丁目

地 番 2 3 番

【順位番号 5 番】（注7）

不動産番号 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2

所 在 ○県○市○町一丁目 2 3 番地

家屋番号 2 3 番

【順位番号 5 番】

<解説及び注意事項等>

- (注1) 氏名、氏名ふりがな、住所、生年月日については、住民票に記載されているとおり、正確に記載してください（登記簿に記録されている氏名・住所に変更がある場合でも、現在の氏名・住所を記載してください。）。
- メールアドレスについては、申出人ご本人のみが利用しているものを記載してください。
- ※ 令和8年4月から氏名・住所の変更登記が義務化されることに伴い、同月以降、登記所において、定期的に、氏名、氏名ふりがな、住所、生年月日の情報を用いて住基ネットを検索し、氏名・住所の変更を把握した場合には、登記名義人のメールアドレス宛てに連絡し、御本人の了解を得た上で、職権で変更登記を行います。
- （詳細はこちら（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00678.html））
- なお、今回の申出に基づくメールアドレスの登録後、手続完了メールが送信されます（メールアドレスの登録は、登記の後に行われます。）。
- (注2) 申出書の記載事項等に補正すべき点がある場合に、登記所の担当者から連絡するための連絡先の電話番号（平日の日中に連絡を受けることができるもの）を記載してください。
- (注3) 運転免許証、個人番号カード、パスポート等の身分証明書の写し（コピー）の添付が必要になります。
- なお、個人番号カードについては、表面のみの写しを添付してください。
- (注4) 登記簿に記録されている氏名・住所に変更があり、その変更の経緯を住基ネットで確認することができない場合には、変更の経緯を確認することのできる書類（戸籍の附票、戸籍の証明書、本籍の記載のある住民票の写し等）の提出が必要になります。
- この書類の提出の要否は、各住所等によって異なりますが、その変更日が平成22年10月5日以降であれば、原則（※）として、書類の提出は不要となります。
- ※ 平成22年10月5日以降であっても、登記簿に記録されている住所・氏名とのつながりが確認できない場合には、追加で書類の提出をお願いする場合があります。
- (注5) 申出をする不動産を、登記記録（登記事項証明書）に記載されているとおりに正確に記載してください。
- (注6) 不動産番号を記載した場合は、土地の所在・地番、建物の所在・家屋番号の記載を省略することができます。
- (注7) 申出人が甲区（その不動産について所有権に関する登記の登記事項が記録される部分です。）何番の所有権の登記名義人（所有者）であるのかを表示します。付記登記（「・・・付記2号」などの登記）がある場合でも、主番号（1番）のみを記載します。
- (注8) 申出書が複数枚にわたる場合は、各用紙のページ数と総ページ数を記載してください。